

政令第三百五号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項、第八条の六第三項及び別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）」を「、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）」に改め、同条第四項の表に次のように加える。

五 タイ協定	タイ協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
--------	----------------	-----------------------

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

第二十五条第二項第三号を次のように改める。

三 第十九条の二第二号、第三号、第四号又は第五号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三三号、第一三四号、第八五号又は第七八号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

第二十五条第二項第四号及び第五号を削る。

別表第一の二から別表第一の八までを削る。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第三条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成一九年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成一九年一月一日から平成二〇年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「四四、 トン」を「七六、 トン」に、「二、 二三四、一 トン」を「一、九九四、 トン」に、「一五八、四 トン」を「一五六、五 トン」に、「三五、六 トン」を「三八、三 トン」に、「八〇、〇 トン」を「六九、八 トン」に、「三〇九、七 トン」を「二七一、 トン」に改める。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「メキシコを原産地とする別表第一第一項に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四」を「別表第一の各項の中欄に掲げる締約相手国（経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の我が国以外の締約国をいう。以下同じ。）を原産地とする当該各項の下欄」に、「メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項まで」を「別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄」に改め、同条第二項中「メキシコを原産地とする別表第二第一項から第

一二項まで及び第一四項に掲げる物品、マレーシアを原産地とする」を削り、「に掲げる物品並びにチリを原産地とする別表第五」を「の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄」に、「メキシコを原産地とする別表第二第一三項」を「別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄」に改め、同条第三項中「場合には、「の下に「当該関税割当申請書に係る物品の原産地である締約相手国が発給する」を加え、「当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する」を削り、同条第四項中「経済連携協定の我が国以外の締約国」を「締約相手国」に改め、同条第五項中「メキシコを原産地とする」を削り、「に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四」を「の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄」に、「これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量」を「当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第六項中「メキシコを原産地とする別表第二に掲げる物品、マレーシアを原産地とする」を削り、「に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第五」を「の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当

該各項の下欄に掲げる物品又は別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄」に、「これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる」を「当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当」に改め、同条第八項ただし書中「メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項まで」を「別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第一条関係）

項名	締約相手国	品目
一	メキシコ	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二 二・九 号の二の（一）に掲げる物品のうちトマトケチャップ その他のトマトソースの製造に使用するもの
二	チリ	関税率表第二 二・九 号の二の（一）に掲げる物品のうちトマトケチャップ プその他のトマトソースの製造に使用するもの
三	タイ	（一） 関税率表第一七 三・一 号の二に掲げる物品のうち飼料用のも

別表第二(第一条関係)

		<p>の(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)以 外のもの</p>
		<p>(二) 関税率表第三五 五・一 号の一に掲げる物品</p>

締約相手国	品 目
メキシコ	<p>(一) 関税率表第四一 一・二 号の二、第四一 一・五 号の二、第四一 一・九 号の二、第四一 四・一 号の二、第四一 四・一 九号の二、第四一 四・四 号の二、第四一 四・四 九号の二、第四一 四・四 九号の二(一)及び二の(二)、第四一 四・四 九号の二(一)及び二の(二)、第四一 四・四 九号の二(一)及び二の(二)、第四一 七・一 九号の二(一)、第四一 七・一 九号の二(二)並びに第四一 七・九 九号の二(二)に掲げる物品</p> <p>(二) 関税率表第四一 四・四 一号の二(一)、第四一 四・四 九号の二(一)、第四一 七・一 一 号の二(一)、第四一 七・一 二 号の二(一)、第四一 七・一 九 号</p>

別表第三（第一条関係）

項名	締約相手国	品目
一	メキシコ	<p>(一) 関税率表第二一・二号に掲げる物品のうち四分体のもの以外</p>
<p>の二の(一)、第四一七・九一号の二の(一)、第四一七・九二号の二の(一)及び第四一七・九九号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第四一五・三号の一、第四一六・二二号の一、第四一一二・号の二の(一)及び第四一一三・一号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第六四三・二号、第六四三・四号、第六四三・五一号の一及び二の(一)、第六四三・五九号の一の(一)及び二の(一)、第六四三・九一号の一の(一)及び二の(一)、第六四三・九九号の一の(一)及び二の(一)、第六四四・一九号の一の(一)、第六四四・二二号の一の(一)並びに二の(一)のA及び(二)のA、第六四五・一号の一の(一)並びに第六四五・九号の一の(一)のA及び(二)のAのに掲げる物品</p>		

外のもの並びに同表第二一・三号、第二二・二号、第二二・三号、第二六・一号の二の(一)、第二六・二号、第二六・二二号、第二六・二九号並びに第一六二・五号の二の(二)のBの、及びのイに掲げる物品

(二) 関税率表第二三・二二号の二、第二三・一九号の二、第二三・二二号の二、第二三・二九号の二、第二六・四九号の二の(二)、第二二・一一号、第二二・一二号、第二二・一九号、第一六二・四一号の一、第一六二・四二号の一及び第一六二・四九号の二の(一)に掲げる物品

(三) 関税率表第二七・一一号、第二七・一二号、第二七・一三号、第二七・一四号の二、第一六二・三二号の二の(一)、第一六二・三三号の二及び第一六二・三九号の二の(一)に掲げる物品

三	二	
チリ	マレーシア	
(一) 関税率表第二二・二二号及び第二二・二三号に掲げる物	関税率表第八三・号の一に掲げる物品	<p>(四) 関税率表第四九・号に掲げる物品</p> <p>(五) 関税率表第八三・号の一に掲げる物品</p> <p>(六) 関税率表第八五・一号に掲げる物品</p> <p>(七) 関税率表第二九・一一号及び第二九・一九号に掲げる物品</p> <p>(八) 関税率表第二九・一二号に掲げる物品</p> <p>(九) 関税率表第二九・五号の二に掲げる物品</p> <p>(一〇) 関税率表第二三・二二号の一に掲げる物品</p> <p>(一一) 関税率表第二三・二二号の二に掲げる物品</p> <p>(一二) 関税率表第二五・四四号に掲げる物品</p> <p>(一三) 関税率表第三五・五・一号の二に掲げる物品</p>

	<p>四 タイ</p>
<p>品</p> <p>(二) 関税率表第 二 三・一九号の二、第 二 三・二二号の二、第 二 三・二九号の二、第 二 六・四九号の二の(二)、第一六 二・四一号、第一六 二・四二号及び第一六 二・四九号の二に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第 二 六・二一号、第 二 六・二二号及び第 二 六・二九号の二に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第 二 七・一四号の二の(二)に掲げる物品</p>	<p>(一) 関税率表第 八 三・ 号の一に掲げる物品</p> <p>(二) 関税率表第 八 四・三 号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九 グラム未満のもの（全形のもので皮を除いていないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）</p> <p>(三) 関税率表第一六 二・四一号の二及び第一六 二・四九号の二の</p>

(二)に掲げる物品

別表第四（第一条関係）

締約相手国	品 目
メキシコ	関税率表第二九一八・一四号及び第二九一八・一五号の一に掲げる物品

別表第五を削る。

附 則

この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。